

令和4年度 栗東市結婚新生活支援補助金

まずはご相談
ください！

新婚世帯の新生活を応援します！

栗東市で新生活を始められる新婚世帯を対象に生活に伴う費用の一部を補助します。

申請期間 令和4年5月9日（月）～ 令和5年3月31日（金）

※予算の上限に達した時点で受付を終了します。

※令和5年3月10日（金）以降に申請を希望される方は、必ず事前にご相談ください。

対象となる世帯

次の①～⑨全てに該当する世帯

- ① 申請時点で、夫婦の双方または一方の住民票の住所が栗東市内であり、かつ申請する住宅の住所となっている
- ② 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理されている
- ③ 婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下
- ④ 令和3年分の夫婦の合計所得金額（令和4年5月31日までに婚姻届が受理されている場合は令和2年分の合計所得金額）が400万円未満
- ⑤ この補助金の交付を過去に受けたことがない
- ⑥ 対象費用について他の公的制度による補助等を受けていない
- ⑦ 栗東市に継続して3年以上居住する意思がある
- ⑧ 栗東市税の滞納がない
- ⑨ 暴力団員でない

補 助 金 額

①～③を上限とし、対象となる費用を合算した金額

- ① 29歳以下 40万円
- ② 29歳以下の方で住宅取得費用を含む場合 60万円
- ③ 30～39歳以下 30万円

対象となる費用

- ① 住宅取得費用
住宅の購入費、または新築に係る工事費・設計費
- ② 住宅賃貸費用
住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ③ 引越費用
引越し業者又は運送業者へ支払った費用
- ④ リフォーム費用
住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築設備更新等の工事費

▼ お問い合わせはこちら ▼

栗東市役所 元気創造政策課（栗東市役所3階）

Tel.077-551-1808 Fax.077-554-1123 Mail.genki@city.ritto.lg.jp



市のホームページにて
申請書のダウンロード
をしてくり！